

太陽光発電設備設置に係る提案募集要領の策定について

1. はじめに

占用許可を受けて道路に設置可能な物件は道路法第32条第1項に定められていますが、改正道路法施行令が平成25年4月1日に施行、占用物件として太陽光発電設備が追加されました（同令第7条第1項第2号）。

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であり、道路の占用は、原則として、道路のほかに物件等を設置する余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、物件の設置場所等について政令で定める基準に適合する場合に限り認められるものであり、占用希望者からの申請を受けて先願主義により道路管理者によりその設置の可否の判断がなされてきたところです。

一方で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない範囲において道路通行者の利便の増進等を図るために設置される収益性を有する物件等（太陽光発電設備を含む）については、占用希望者が競合することも想定されることから、手続きの公平性、透明性が求められるとして、占用希望者の競合が見込まれる場合における占用者の選定については公募による選定を基本とすることが「占用希望者の競合が見込まれる場合における占用主体の選定方法について」（平成25年3月1日付国道利第12号 国土交通省道路局路政課長通達）により定められました。

上記路政課長通達に基づき、提案募集要領を策定するための審議を今般、本検討会にお願いするものです。

2. 提案募集に係る場所の概要

<位置図>



<赤で囲んだ範囲が占用希望地>



場所：兵庫県神崎郡福崎町大貫（中国縦貫自動車道 福崎IC付近 下り線 盛土法面）

面積：約 6,000 m²

3. 提案募集要領（案）作成に当たっての考え方

（1）総論

路政課長通達では、提案募集要領に定めるべき主な事項を例示しています。これらの事項を考慮しつつ、提案募集要領の案を作成しました。（詳細は別添資料のとおり）

（2）占用者の候補を決定する方法（評価基準）

占用希望者の競合が見込まれることから、占用者の候補を決定するための方法（評価基準）が、提案募集要領における重要な内容となります。

占用許可は、道路法第32条第1項各号のいずれかに該当する物件等について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、同条第2項に列記する事項について道路法施行令に定める基準に適合する場合に限り行われるものです。そして、占用許可を行う際には、道路管理を適正に行う観点から、許可条件が付されます。

今回の提案募集においては、（A）参加資格要件として、1）道路法施行令に定める基準に適合していること、2）予定される占用許可条件のうち占用物件の適切な維持管理に関連する項目に適合していること、及び3）事業の継続性が認められることを求めるとともに、（B）評価項目として、1）設置を予定する太陽光発電設備によって見込まれる発電量、2）太陽光発電設備を管理・運営した実績、3）道路維持管理への協力を設定して評価を行い、占用者の候補を決定します。

（A）参加資格要件

下記の項目を設定し、評価基準を満たさない者は占用者の候補となりえないこととします。

評価項目		評価基準
道路法施行令及び通達（※）に定める基準への適合	占用場所	道路法施行令第11条の6第1項第1号、同条第2項に適合していること。 通達記1（3）「別紙1」2の各項目に適合していること。
	占用物件の構造	道路法施行令第12条第1項第1号（イ）に適合していること。 通達記1（3）「別紙1」3の各項目に適合していること。
	占用工事の実施方法	道路法施行令第13条に適合していること。
	占用工事の期間	道路法施行令第14条に適合していること。
	道路の復旧工事	道路法施行令第15条に適合していること。
予定される占用許可条件の内容への適合	安全性	高速道路走行者、周辺道路走行者、周辺住民などとの間で、太陽光の反射、騒音等による紛争が生じないように、必要な対策が行われること。

		道路構造の保全、道路交通及び公益上支障とならないよう発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないようにすること。
	緊急時対応	第三者に影響を与えるような事態等の緊急時対策が十分な内容となっていること。
	占用区域内の道路の清掃等	占用区域内において清掃、除草等を行うとしていること。
	太陽光発電設備の維持管理	占用物件を常時良好な状態に保つよう管理し、道路の保全、道路交通及び公益上の支障が生じないようにすること。
事業計画の内容		提出された事業計画書からみて事業の継続性が認められること。

※「道路法施行令の一部改正について」(平成25年3月1日付国道利第10号国土交通省道路局路政課長通達)

(B) 評価項目

1) 設置を予定する太陽光発電設備によって見込まれる発電量、2) 太陽光発電設備を管理・運営した実績、3) 道路維持管理への協力を評価項目とし、次のように評価を行います。

1) 設置を予定する太陽光発電設備によって見込まれる発電量

設置を予定する太陽光発電設備によって見込まれる発電量によって評価します。

2) 太陽光発電設備を管理・運営した実績

過去5年間に管理・運営を開始した太陽光発電設備のパネルの面積によって評価します。

3) 道路維持管理への協力

西日本高速道路株式会社が管理を行う高速道路の道路区域のうち占用希望区域以外の場所における道路の除草、清掃、植樹の剪定又は同社が管理する道路施設への電力供給などの道路維持管理への協力¹を行う場合には、協力が行われることにより見込まれる道路維持管理に要する費用の削減額によって評価します(このような協力を行わない占用希望者及び提案内容が具体性を欠くために費用の削減額の算定が不可能である占用希望者(以下、「点数を付与しない占用希望者」といいます。)には点数を与えません)。

上の1)及び2)については満点を10点、3)については満点を20点として評価を行い、合計点数が最も高い者を、各重複区域についての占用者の候補とします。合計点数が同じ場合には抽選により順位を決定します。

¹ 道路維持管理への協力を行うことは、占用許可を受けるために必要な条件ではありませんが、このような協力が行われる場合には、占用料が9割減額されます(平成25年7月1日付国道利第3号 路政課長通達)。

各評価項目についての点数は、次の式により算出します。

1) 及び2) について

$$S_i = ((Q_i - Q_L) / (Q_F - Q_L)) \times 10$$

注： S_i は、占用希望者 i が得る点数（小数点以下第4位を四捨五入）

Q_i は、占用希望者 i が提案において示した値（発電量（kW）又はパネルの面積（㎡））。

Q_F 及び Q_L はそれぞれ、重複区域において参加資格要件を満たす占用希望者が提案において示した最大の値及び最小の値（発電量（kW）又はパネルの面積（㎡））。

従って、最大の値を示した占用希望者は10点、最小の値を示した占用希望者は0点となります。

$Q_F = Q_L$ の場合は、重複区域において参加資格要件を満たす全ての占用希望者に対して10点を与えます。

3) について

$$S_i = ((Q_i - Q_L) / (Q_F - Q_L)) \times 20$$

注： S_i は、占用希望者 i が得る点数（小数点以下第4位を四捨五入）。

Q_i は、占用希望者 i が提案する協力によって見込まれる道路維持管理に要する費用の削減額（円）。

Q_F 及び Q_L はそれぞれ、重複区域において参加資格要件を満たす占用希望者が提案する協力によって見込まれる道路維持管理に要する費用の削減額の最大の値及び最小の値（円）。

従って、削減額が最大の値となる協力を提案した占用希望者は20点、最小の値となる協力を提案した占用希望者は0点となります。また、点数を付与しない占用希望者は0点とします。

$Q_F = Q_L$ の場合は、重複区域において参加資格要件を満たす占用希望者うち点数を付与しない占用希望者を除く全員に対して20点を与えます。

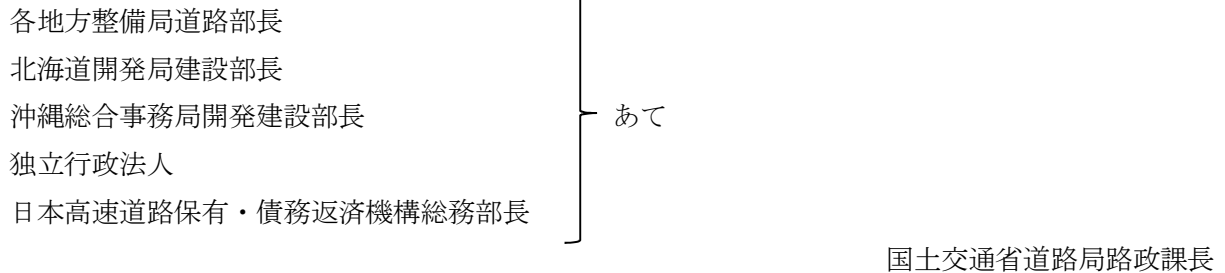
4. 占用者の候補の決定

複数の占用希望者から提案があった場合には、本検討会に占用者の候補を決定するための審議をお願いすることになります。その後、占用者の候補に対して占用許可を行う手続に入ります。占用希望者が一者のみの場合には、本検討会における審議は行わず、その者に対して占用許可を行う手続に入ります。

(参考)

国 道 利 第 1 2 号

平成25年3月1日



占用希望者の競合が見込まれる場合における占用主体の選定方法について

占用希望者の競合が見込まれる場合における占用主体の選定に当たっては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

記

1 趣旨

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であり、道路の特別使用たる占用は、原則として、道路のほかに物件等を設置する余地がなくやむを得ない場合に限って認められてきたところであり、占用希望者から申請がなされてから道路管理者によりその設置の可否の判断がなされてきたところである。

一方で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない範囲において、道路通行者の利便の増進等を図るために設置される収益性を有する物件等については、占用希望者が競合することも想定され、手続きの公平性、透明性が求められるところである。

このため、占用希望者の競合が見込まれる場合における占用者の選定に当たっては、別に定めるもののほか、本通知によるものとする。

2 方針

(1) 占用希望者の競合が見込まれる場合における占用者の選定に当たっては、公募による選定を基本とする。

公募による選定は、既占用者の事業撤退等により、道路管理者が道路利用者に対する継続的なサービスの提供を目的として占用主体を募集する場合と、公募の対象となる工作物、物件又は施設（以下「対象物件等」という。）に係る占用希望者があった場合に、公平性の観点から、他の占用希望者を募集する場合とが想定される。

これらの場合においては、地域における公共的な利用の有無を地方公共団体に確認した上で、利用がないと認められる場合において募集することとする。

(2) 具体的な対象物件等については、占用によって道路通行者の利便の増進に資することが期待

される場合、手続きの公平性、透明性が特に求められる場合等であることを勘案し、次に掲げる物件等とする。

① 道路法施行令（道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号）による改正後の道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。

以下同じ。）第7条第2号に掲げる太陽光発電設備又は風力発電設備

② 同第8号に掲げる食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

③ 同第9号に掲げる高架の道路の路面下等に設ける店舗、倉庫、自動車駐車場、自転車駐車場その他これらに類する施設

④ 同第13号に掲げる休憩所、給油所、自動車修理所

⑤ その他、道路管理者が申請者を公募することが適当であると認めて定める対象物件等
なお、道路管理者が上記⑤の対象物件等を定めようとするときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に通知するものとする。

(3) 公募に当たっては、対象物件等が該当する道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項各号（第7号を除く。）又は道路法施行令第7条各号に掲げる占用許可対象物件の区分毎に募集することを基本とする。

(4) 道路管理者は、公募を実施しようとする場所について、道路の交通又は構造に著しい支障を及ぼさない範囲内において占用許可が可能な範囲を定め、当該区域の範囲内において募集を行うこととする。

3 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

公募を実施する場合において、道路管理者は、関係地方公共団体、関係する他の道路管理者、学識経験者等で構成する委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会による提案募集要領の案の検討を求め、検討結果を踏まえて提案募集要領を策定するものとする。

この場合、高架下等利用検討会等の既存組織を活用することは差し支えない。

4 提案募集要領に定める主な事項（例）

○募集の趣旨

○対象施設（太陽光発電設備又は風力発電設備等）

○応募資格要件（破産者、反社会的勢力の排除等）

○募集条件（占用の場所、占用の期間、占用料、道路管理者による維持管理の補完措置 等）

○選定方法（評価項目）

＜道路法施行令第7条第13号に掲げる休憩所の場合＞

- ・ 占用主体の経営能力
- ・ 占用物件の管理運営能力（売店の衛生管理、従業員の適切配置等）
- ・ まちづくり計画との整合性
- ・ サービスエリアやパーキングエリアの利用者に有益な計画等の提案に関する事項（占用区域以外の道路の美化等の道路交通環境の維持及び向上を図るための取組み等） 等

＜道路法施行令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備の場合＞

- ・ 占用主体の経営能力
 - ・ 占用物件の管理能力
 - ・ まちづくり計画との整合性
 - ・ 占用区域内の清掃、除草等道路管理者による維持管理の補完措置（太陽光発電設備の設置により、法面等の点検等を道路管理者が行いにくくなるため）
 - ・ 道路利用者に有益な計画等の提案に関する事項（占用区域以外の道路の美化等の道路交通環境の維持及び向上を図るための取組み等）
 - ・ 太陽光発電設備の発電効率等
- 申込み手続き
- 占用者の決定方法
- 占用許可手続き等

5 公募及び選定委員会による審議

公募の実施に当たっては、事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により周知を行うこと。

公募に対して応募があった場合には、次に掲げる事項に該当する提案を除外した上で選定委員会に審議を求めること。

- (1) 明らかに募集要領の各条件に当てはまらないもの
- (2) 道路占用の許可基準に違反するもの、道路の構造、交通に著しい支障を与えるおそれがあるものなど、道路占用の許可を行うことができないと判断されるもの
- (3) その他、実現意思又は実現可能性に欠けると判断されるもの

6 公募手続きの手順等

公募に当たっては、以下の手順を参考に行うものとする。

- (1) 提案募集要領の策定
- (2) 公募公告
- (3) 現場説明
- (4) 質問の受付・回答
- (5) 占用予定者の評価・選定
- (6) 選定結果の通知・公表
- (7) 占用許可申請・占用許可

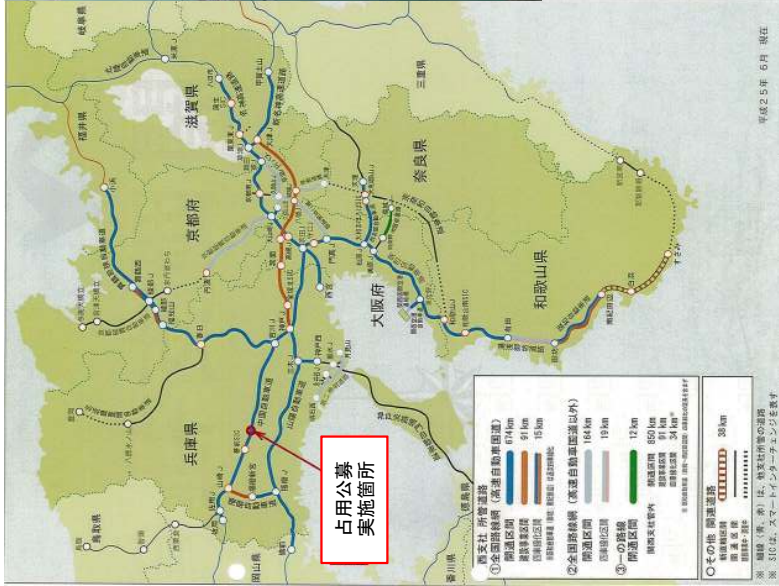
7 関係機関との調整

道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占用のほか、道路交通法に基づく道路使用許可が必要となる占用に係る本通知による手続きに当たっては、道路管理者は、あらかじめ関係機関と十分な調整を行うことにより、関係法令等に規定する手続きに支障を及ぼすことのないよう努めること。

8 その他

本通知は、平成25年4月1日から施行することとする。

占用公募案件(太陽光発電設備)の概要



平成25年3月1日付国道利第12号国土交通省道路局路政課長通達記2(2)①において、太陽光発電設備が公募対象物件とされていることにより、公募手続きを実施するもの。

・提案を募集する対象となる施設及び土地の区域

- (1)募集をする施設：道路法施行令第7条第1項第2号に定める太陽光発電施設
- (2)募集をする場所：兵庫県神崎郡福崎町大貫 他(中国縦貫自動車道福崎インターチェンジ付近(下り線) 盛土法面 約6,000㎡)

【評価項目での点数の計算例】

(計算式)

$$S_i = ((Q_i - Q_L) / (Q_F - Q_L)) \times 10$$

S_i : 占有希望者*i*が得る点数(小数点以下第4位を四捨五入)

Q_i : 占有希望者*i*が提案において示した値(発電量(kW)又はパネルの面積(m²))

Q_F 及び Q_L はそれぞれ、重複区域において参加資格要件を満たす占有希望者が提案において示した最大の値及び最小の値(発電量(kW)又はパネルの面積(m²))

従って、最大の値を示した占有希望者は10点、最小の値を示した占有希望者は0点となります。
 $Q_F = Q_L$ の場合は、重複区域において参加資格要件を満たす全ての占有希望者に対して10点を与えます。

(計算例)

※占有希望者がA、B、C、Dの4者である場合。

(A: 発電量 1000kW、B: 発電量 900kW、C: 発電量 200kW、D: 100kWと仮定)

$$\text{Aの点数} \quad ((1000 - 100) / (1000 - 100)) \times 10 = 1 \times 10 = 10 \text{点}$$

$$\text{Bの点数} \quad ((900 - 100) / (1000 - 100)) \times 10 = 8 / 9 \times 10 \div 8.88 \text{点}$$

$$\text{Cの点数} \quad ((200 - 100) / (1000 - 100)) \times 10 = 1 / 9 \times 10 \div 1.11 \text{点}$$

$$\text{Dの点数} \quad ((100 - 100) / (1000 - 100)) \times 10 = 0 \times 10 = 0 \text{点}$$

中国縦貫自動車道 福崎インターチェンジ付近における
太陽光発電設備設置提案募集要領

1. 募集の趣旨

占用許可を受けて道路に設置可能な物件は道路法第32条第1項に定められていますが、平成25年4月1日に改正道路法施行令が施行され、占用物件として太陽光発電設備が追加されました（同令第7条第1項第2号）。

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であり、道路の占用は、原則として、道路のほかに物件等を設置する余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、物件の設置場所等について政令で定める基準に適合する場合に限り認められるものであり、占用希望者からの申請を受けて、道路管理者によりその設置の可否の判断がなされてきたところです。

一方で、太陽光発電設備等の物件については、占用希望者が競合することが想定されることから手続きの公平性、透明性が求められるとして、占用者の選定は公募によることとされました（「占用希望者の競合が見込まれる場合における占用主体の選定方法について」（平成25年3月1日付国道利第12号 国土交通省道路局路政課長通達））。

先般、中国縦貫自動車道において太陽光発電設備の占用許可申請がなされました。このため、上記通達に基づき、占用希望者から提案を募集し、占用者の候補を選定するものです。なお、今回の提案募集を経て占用者の候補となった者は、太陽光発電設備を設置する工事に着手する前に、道路法第32条に基づく道路占用許可を得る必要があります。

2. 提案を募集する対象となる施設及び土地の区域

（1）施設

道路法施行令第7条第1項第2号に定める太陽光発電設備

（2）土地の区域

兵庫県神崎郡福崎町大貫他（中国縦貫自動車道福崎インターチェンジ付近下り線 盛土法面（77.3kp～78.1kp間）約6,000㎡）※別紙概略図面参照

3. 占用者の候補の選定方法

（1）占用を希望する土地の区域等について

占用希望者は、上記2.（2）の土地の区域（以下「募集区域」といいます。）の全部又は一部を、占用希望する土地の区域（以下「占用希望区域」といいます。）として明示して

ください。募集区域以外の場所については事前に道路管理上の支障の有無を確認していないため、募集区域以外の場所を占有希望区域に含む提案は受け付けません。

2以上の者の占有希望区域が重複する場合に、その重複する範囲（以下「重複区域」といいます。）について、各重複区域に係る占有希望者の中から、各重複区域についての占有者の候補を決定します。

募集区域のうち重複区域以外の区域（以下「非重複区域」といいます。）については、非重複区域に係る占有希望者が下記（3）②の参加資格要件を満たす場合に、占有者の候補とします。

（2）既に占有許可申請を行った者の扱い

募集区域について既に占有許可申請を行った者（以下「既申請者」といいます。）であっても、占有者の候補となるためには、5.（2）に記す事前登録を行った上で、提案を提出する必要があります。提案の審査の結果、既申請者が募集区域の全部又は一部について占有者の候補とならない場合には、占有者の候補とならない区域について占有許可申請を取り下げさせていただきます。

（3）占有者の候補を選定するための基準

①概要

占有許可は、道路法第32条第1項各号のいずれかに該当する物件等について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、同条第2項に列記する事項について道路法施行令に定める基準に適合する場合に限り行われるものです。そして、占有許可を行う際には、道路管理を適正に行う観点から、許可条件が付されます。

今回の提案募集においては、（A）参加資格要件として、1）道路法施行令に定める基準に適合していること、2）予定される占有許可条件のうち占有物件の適切な維持管理に関連する項目に適合していること、及び3）事業の継続性が認められることを求めるとともに、（B）評価項目として、1）設置を予定する太陽光発電設備によって見込まれる発電量、2）太陽光発電設備を管理・運営した実績、3）道路維持管理への協力を設定して評価を行い、占有者の候補を決定します。

すなわち、重複区域については、参加資格要件を満たす各重複区域に係る占有希望者のうち、評価項目についての評価の結果、最も高い点を得た者を占有者の候補とします（ただし、最も高い点を得た者が2人以上ある場合には抽選によります）。非重複区域については、占有希望者が参加資格要件を満たす場合、その者を占有者の候補とします。

②参加資格要件

占有者の候補は、次に示す項目全てについて、それぞれの基準を満たしていることが必要です。参加資格要件を満たさない占有希望者は、占有者の候補となることはできません。

重複区域について、参加資格要件を満たす占有希望者が1者のみとなった場合には、その者をその重複区域についての占有者の候補とします。

項目		基準
道路法施行令及び通達（※）に定める基準への適合	占有場所	道路法施行令第11条の6第1項第1号、同条第2項に適合していること。 通達記1（3）「別紙1」2の各項目に適合していること。
	占有物件の構造	道路法施行令第12条第1項第1号（イ）に適合していること。 通達記1（3）「別紙1」3の各項目に適合していること。
	占有工事の実施方法	道路法施行令第13条に適合していること。
	占有工事の期間	道路法施行令第14条に適合していること。
	道路の復旧工事	道路法施行令第15条に適合していること。
予定される占有許可条件の内容への適合	安全性	高速道路走行者、周辺道路走行者、周辺住民などとの間で、太陽光の反射、騒音等による紛争が生じないように、必要な対策が行われること。 道路構造の保全、道路交通及び公益上支障とならないよう発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないようにすること。
	緊急時対応	第三者に影響を与えるような事態等の緊急時対策が十分な内容となっていること。
	占有区域内の道路の清掃等	占有区域内において清掃、除草等を行うとしていること。
	太陽光発電設備の維持管理	占有物件を常時良好な状態に保つよう管理し、道路の保全、道路交通及び公益上の支障が生じないようにする。
事業計画の内容		提出された事業計画書からみて事業の継続性が認められること。

※「道路法施行令の一部改正について」（平成25年3月1日付国道利第10号国土交通省道路局路政課長通達）

③評価項目

重複区域において参加資格要件を満たす占有希望者が2者以上ある場合に、1）設置を

予定する太陽光発電設備によって見込まれる発電量、2) 太陽光発電設備を管理・運営した実績、3) 道路維持管理への協力について評価を行います。

1) 設置を予定する太陽光発電設備によって見込まれる発電量

設置を予定する太陽光発電設備によって見込まれる発電量によって評価します。

2) 太陽光発電設備を管理・運営した実績

過去5年間に管理・運営を開始した太陽光発電設備のパネルの面積によって評価します。

3) 道路維持管理への協力

西日本高速道路株式会社が管理を行う高速道路の道路区域のうち占有希望区域以外の場所における道路の除草、清掃、植樹の剪定又は同社が管理する道路施設への電力供給などの道路維持管理への協力を行う場合には、協力が行われることにより見込まれる道路維持管理に要する費用の削減額によって評価します(このような協力を行わない占有希望者及び提案内容が具体性を欠くために費用の削減額の算定が不可能である占有希望者(以下、「点数を付与しない占有希望者」といいます。))には点数を与えません)。

1) 及び 2) については満点を10点、3) については満点を20点として評価を行い、合計点数が最も高い者を、各重複区域についての占有者の候補とします。合計点数が同じ場合には抽選により順位を決定します。

各評価項目についての点数は、次の式により算出します。

1) 及び 2) について

$$S_i = ((Q_i - Q_L) / (Q_F - Q_L)) \times 10$$

注： S_i は、占有希望者 i が得る点数(小数点以下第4位を四捨五入)。

Q_i は、占有希望者 i が提案において示した値(発電量(kW)又はパネルの面積(m^2))。

Q_F 及び Q_L はそれぞれ、重複区域において参加資格要件を満たす占有希望者が提案において示した最大の値及び最小の値(発電量(kW)又はパネルの面積(m^2))。

従って、最大の値を示した占有希望者は10点、最小の値を示した占有希望者は0点となります。

$Q_F = Q_L$ の場合は、重複区域において参加資格要件を満たす全ての占有希望者に対して10点を与えます。

3) について

$$S_i = ((Q_i - Q_L) / (Q_F - Q_L)) \times 20$$

注： S_i は、占用希望者 i が得る点数（小数点以下第4位を四捨五入）。

Q_i は、占用希望者 i が提案する協力によって見込まれる道路維持管理に要する費用の削減額（円）。

Q_F 及び Q_L はそれぞれ、重複区域において参加資格要件を満たす占用希望者が提案する協力によって見込まれる道路維持管理に要する費用の削減額の最大の値及び最小の値（円）。

従って、削減額が最大の値となる協力を提案した占用希望者は20点、最小の値となる協力を提案した占用希望者は0点となります。また、点数を付与しない占用希望者は0点とします。

$Q_F = Q_L$ の場合は、重複区域において参加資格要件を満たす占用希望者のうち点数を付与しない占用希望者を除く者全てに対して20点を与えます。

（参考）以上の基準を整理して示すと次のようになります。また、関係する様式を示しています。

【参加資格要件】

項目		基準	様式
道路法施行令及び通達（※）に定める基準への適合	占用場所	道路法施行令第11条の6第1項第1号、同条第2項に適合していること。 通達記1（3）「別紙1」2の各項目に適合していること。	詳細図面
	占用物件の構造	道路法施行令第12条第1項第1号（イ）に適合していること。 通達記1（3）「別紙1」3の各項目に適合していること。	4
	占用工事の実施方法	道路法施行令第13条に適合していること。	5
	占用工事の期間	道路法施行令第14条に適合していること。	6
	道路の復旧工事	道路法施行令第15条に適合していること。	7
予定される占用許可条件の内容への適合	安全性	高速道路走行者、周辺道路走行者、周辺住民などとの間で、太陽光の反射、騒音等による紛争が生じないよう、必要な対策が行われること。 道路構造の保全、道路交通及び公益上支障と	8

		ならないよう発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないようにすること。	
	緊急時対応	第三者に影響を与えるような事態等の緊急時対策が十分な内容となっていること。	9
	占用区域内の道路の清掃	占用区域内において清掃、除草等を行うとしていること。	10
	太陽光発電設備の維持管理	占用物件を常時良好な状態に保つよう管理し、道路の保全、道路交通及び公益上の支障が生じないこと。	11

※「道路法施行令の一部改正について」（平成25年3月1日付国道利第10号国土交通省道路局路政課長通達）

【評価項目】

太陽光発電設備の発電量	設置を予定する太陽光発電設備によって見込まれる発電量	12
太陽光発電設備の管理・運営実績	過去5年間に管理・運営を開始した太陽光発電設備のパネルの面積	13
道路維持管理への協力の内容	占用希望区域以外の道路の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給などの道路維持管理への協力によって見込まれる道路維持管理に要する費用の削減額	14

4. 占用許可手続等

(1) 占用許可手続

今回の提案募集を経て占用者の候補として選定された者は、太陽光発電設備を設置するための工事に着手する前に独立行政法人高速道路保有・債務返済機構から道路法第32条に基づく道路占用許可を得る必要があります。その際、占用物件の構造、占用工事の実施方法、占用工事の期間及び道路の復旧工事に関しては、提案募集の際に各様式及び詳細図面に記載した内容を、占用許可申請書に記載していただきます。

占用許可を受けるためには、道路法施行令に定める基準の他、「道路法施行令の一部改正について」（平成25年3月1日付国道利第10号国土交通省道路局路政課長通達）に定める基準を満たしていることが必要です。占用希望者は、同通達内容を理解した上で、提案を提出してください。

募集範囲内において2以上の者が占用許可を受けて太陽光発電設備を設置することとなる場合には、当該施設の管理、点検等を適切に行わせるため、占用許可の対象となる範囲

を調整することがあります。

重複区域における占用者の候補として選定された者（以下「第一候補」といいます。）が、占用者の候補となった旨の通知を受けてから2週間以内に占用許可申請書を提出しない場合には、当該重複区域についての3.(3)③の評価における合計点数が次に高い者（以下「第二候補」といいます。）を、第一候補に代えて占用者の候補とします。第二候補が占用者の候補となった旨の通知を受けてから2週間以内に占用許可申請書を提出しない場合には、その次に合計点数が高い者を第二候補に代えて占用者の候補とします（以下同様に、合計点数が高い順に占用者の候補とします）。

占用許可を受けてから6カ月以内に占用に関する工事に着手しない場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、占用許可を取り消します。

占用者の候補となった者が占用許可を受けた後に、提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、占用許可を取り消します。

（2）占用期間

5年以内とします。

占用許可の更新は最大で3回までとします。従って、占用許可を受けることができる期間は最長で20年です。占用許可の更新に当たっては、法令に基づき審査を行います。

（3）占用料

道路法施行令に基づき算定を行い別途納入告知書にて通知を行います。占用者により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合は、道路法施行令で定める占用料の額の90%を減額します。

（4）占用許可条件

占用許可を受けた者は、占用許可条件を遵守する必要があります。太陽光発電設備に関しては、次の事項を占用許可条件として予定しています。これは現時点での案であり、今後さらに追加がありえます。

道路占用許可条件（案）

1. 占用に関する工事に着手しようとするときは、あらかじめ工程表及び施行計画書を付して西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）の所轄事務所長等（以下「事務所長等」という。）に届け出て、その指示に従うとともに、工事が完了したときは、工事完了写真を添えて事務所長等に届け出て、その検査を受けること。
2. 占用物件の設置により、高速道路走行者、周辺道路走行者、周辺住民など（以下「第三者」という。）との間で、太陽光の反射、騒音等による紛争が生じないように、必要な対策

を行うこと。

3. 占用物件には、占用許可番号、占用者の住所、氏名及び占用の目的・期間を明記した標札を会社の指示する場所に掲示すること。
4. 占用許可を受けてから6カ月以内に占用に関する工事に着手すること。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
5. 第三者に影響を与えるような事態の緊急時の対策について整備すること。
6. 占用物件の構造を、提案募集に応じて提出した様式4に記載した状態からみだりに改変しないこと。占用物件を常時良好な状態に保つよう管理し、もって道路構造の保全、道路交通及び公益上支障とならないようにすること。また、発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。それを含め維持管理は占用者の負担において行うこと。
7. 点検等を行う場合は、以下の条件に従うこと。
 - (ア) 点検者はあらかじめ、点検要領を事務所長等に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。
 - (イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、事務所長等が必要と認めるものを定めること。
 - ① 点検等の範囲に関する事項
 - ② 点検等の対象に関する事項
 - ③ 点検等の内容に関する事項
 - (一) 点検項目
 - (二) 点検時期
 - (三) 点検方法
 - (四) 清掃、除草等の時期
 - (五) 清掃、除草等の方法
 - ④ 点検等の体制に関する事項
 - ⑤ 点検等の記録に関する事項
 - ⑥ 点検等の結果の報告に関する事項
 - ⑦ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
 - (ウ) 占有者は、点検要領に従い、当該占用区域及びその近傍における道路構造物等の点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに会社に報告し、その指示に従うこと。
 - (エ) 点検要領に定める事項のうち、事務所長等に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、機構に届け出をし、了承を得ること。
8. 占有者が占用区域内の清掃、除草等を行うこと。その場合には、あらかじめ事務所長等に届け出を行い了承を得ること。
9. 道路維持管理への協力を行うために占用区域外の道路区域に立ち入る際には、あらかじめ事務所長等に届け出を行い了承を得ること。
10. 占用目的以外に使用し、又は許可物件以外の工作物若しくは施設を設置しないこと。
11. 占用又は占用工事により道路に損傷等を与えたとき、又はそのおそれのある場合は、速やかに事務所長等に届け出て、その指示に従い占有者の負担において原形に復旧すること。
12. 占用又は占用工事により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）、会社に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに事務所長等に届け出て、その指示に従い占有者の責において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。

13. 天災事変等に起因する道路の損壊によって生じた占用物件又はその利用者等への損害は、機構又は会社は一切補償しない。
14. 占用者は、占用許可に基づく占用物件を譲渡又は転貸しないこと。ただし、あらかじめ道路管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。
15. 会社が道路管理上必要とする各種工事の施工については、これを容認し、かつ妨げないこと。なお、当該工事の期間中に占用者が受ける損失については、機構及び会社はこれを補償しない。
16. 占用者は、道路に関する工事その他道路の管理の必要上、会社が行う立ち入りについては、これを容認し、かつ妨げないこと。
17. 占用者は、道路に関する工事その他道路の管理の必要上、機構が占用許可を取り消し又は使用を停止し、若しくは占用物件の移転、撤去、変更等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は占用者において負担すること。
18. 占用期間が満了した場合又は占用を廃止した場合は、事務所長等を経由して機構に届け出て、事務所長等の指示に従い道路を原形に復旧することとし、その費用は占用者において負担すること。ただし、機構が原状に回復することを不適当と認めた場合はこの限りではない。
19. 占用期間満了後も引き続き占用しようとする場合は、別途指定する期日までに占用許可（更新）申請書を会社を経由して機構に提出し、許可を受けること。
20. 機構が定める占用料を指定する期日までに納入すること。なお、占用期間中であっても占用料を変更する場合がある。
21. 相続、合併その他の一般承継により占用許可に基づく権利を承継した者は、その承継の日から30日以内に事務所長等を経由して機構に届け出ること。住所若しくは事務所の位置又は氏名若しくは商号等に変更があった場合も同様とする。
22. 本占用に係る一切の費用は、占用者において負担すること。
23. 道路法及び同法施行令等の関係法令を遵守すること。
24. 上記各項に定めのない事項については、会社又は機構に届け出をし、その指示に従うものとする。
上記各項の条件に違反したときは、機構は占用許可を取り消し、原形に復旧させることがある。

5. 占用者の選定スケジュール等

（1）総論

占用者の選定スケジュールは以下のとおりを予定しています。複数の者が事前登録を行った場合に限り、提案の募集及び審査を行います。事前登録を行った者が1者であった場合は、事前登録期間の経過後、直ちに占用許可に向けた手続を開始します。

（2）事前登録

提案の提出をしようとする者は、事前登録の受付期間内に事前登録をしてください。事前登録をしなければ、現地説明会への参加や提案の提出はできません。

- 提出様式 別紙様式1
- 提出方法 持参又は書留による郵送
- 受付期間 平成26年12月2日～平成26年12月9日 午後5時25分まで
※郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
- 提出先 西日本高速道路株式会社福岡高速道路事務所

(3) 現地見学会の実施

- 実施日 平成26年12月12日
※現地見学会の希望者がいない場合は実施しません。
- 場 所 現地にて行いますが、午後1時20分までに西日本高速道路株式会社福岡高速道路事務所に集合下さい。

(4) 質問の受付及び回答

- 受付期間 平成26年12月2日～平成26年12月12日 午後5時25分まで
※質問については随時回答しますが、以下の回答日に全ての質問について公表いたします。
- 提出様式 別紙様式2
- 提出方法 持参又は書留による郵送
※郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
- 質問回答日 平成26年12月16日
- 回答方法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 ホームページにて公表

(5) 応募書類の締め切り

- 受付期間 現地見学会終了後から平成26年12月24日 午後5時25分まで
- 提出書類
 - ・別紙様式のとおり 2部（正・副を記載）
 - ・事業開始から10年間の事業計画書（収支見込みを含む） 2部（正・副を記載、様式は任意）
 - ・占用希望区域及び太陽光発電設備設置場所を記載した詳細図面 1部
 なお、記載用の詳細図面は下記（7）①にて手交又は郵送しますので、お問い合わせください。
- 提出方法 持参又は書留による郵送
※郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
- 提出先 西日本高速道路株式会社福岡高速道路事務所

(6) 占用者の候補の決定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に設置されている「高架下利用計画等検

討会」における審議を経て、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が占用者の候補を決定します。審査結果は書面により通知します。占用者の候補、応募状況等は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構のホームページへ掲載します。審査結果に対する質疑は受け付けません。

(7) 担当部局

①提案内容の審査

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 3-5-7 (御堂筋本町ビル 4 階)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 関西業務部管理課 宮本・坂口

電話 06-6265-9360 ファクシミリ 06-6261-6261

②提案内容の審査以外の事務

〒679-2204 兵庫県神崎郡福崎町西田原 2023

西日本高速道路株式会社 福崎高速道路事務所 副所長 長岡・管理課 原

電話 0790-22-4915 ファクシミリ 0790-22-4918

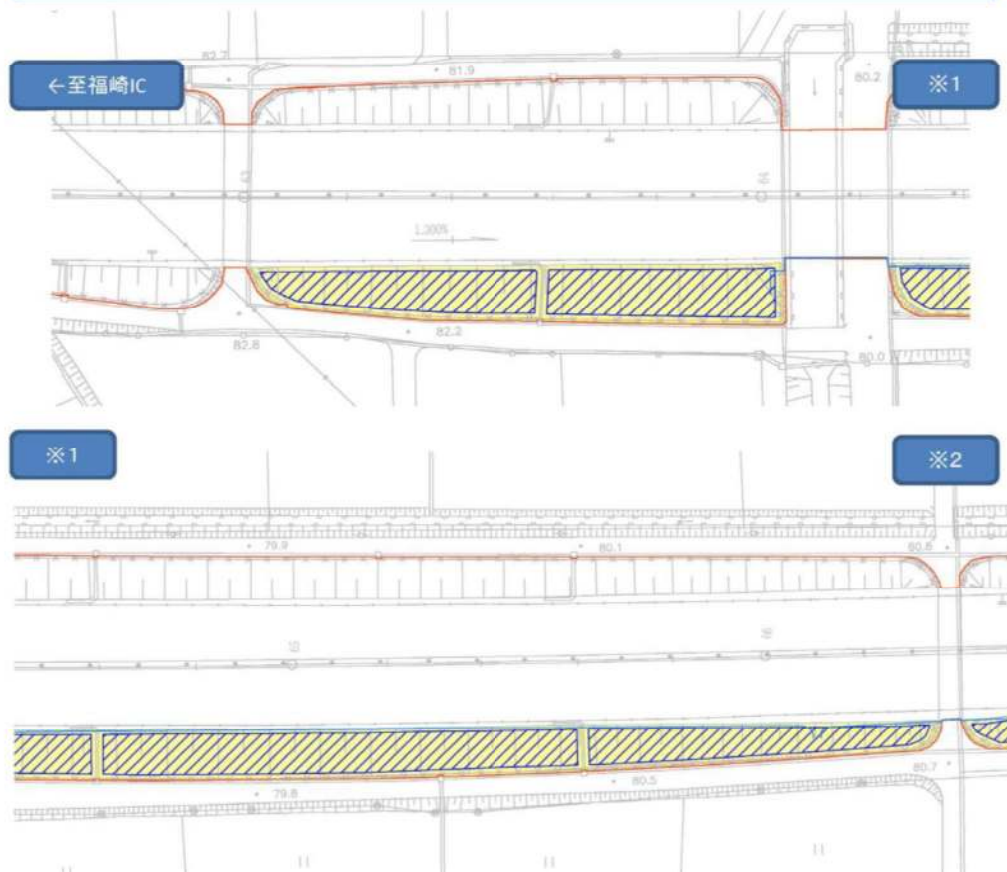
6. その他

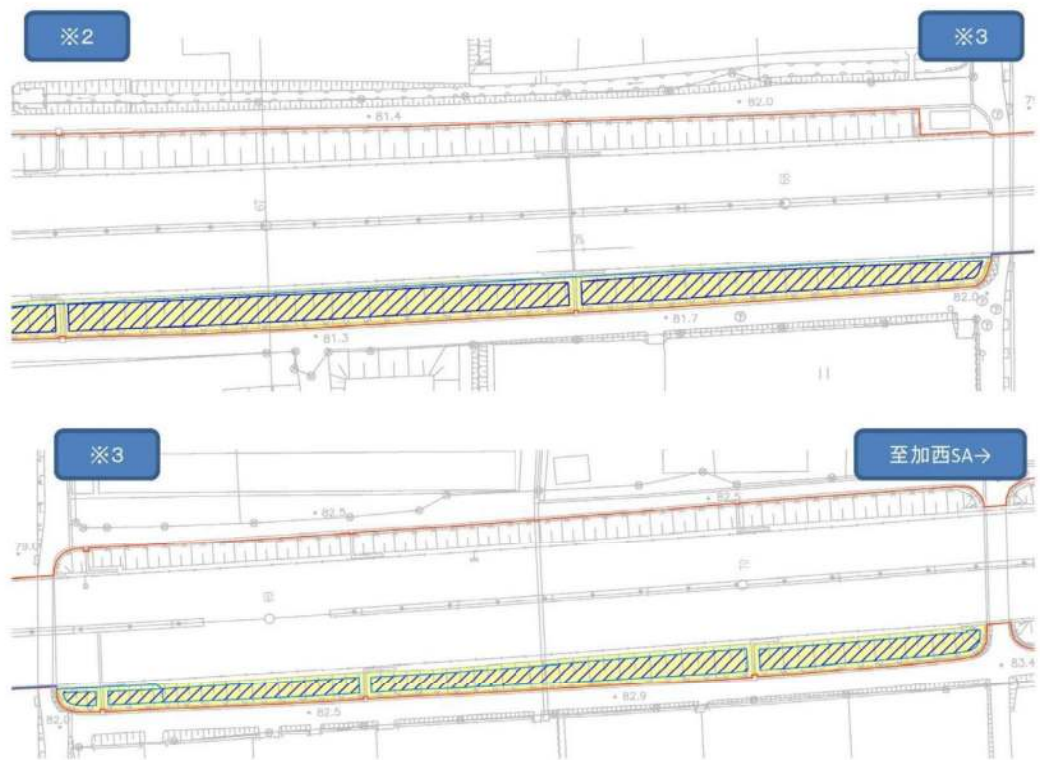
- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）によるものとします。
- (2) 提出する書類の作成に要する費用は提案者側の負担とします。
- (3) 機構に提出された書類は提案者に無断で 2 次的な使用は行いません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とします。

概略図面



- ・赤実線は道路区域の範囲を示す。
- ・黄色着色部分は募集範囲を示す。
- ・青色斜線部分は、募集範囲のうち太陽光発電施設(パネル・パワコン等)設置可能場所を示す。





太陽光発電設備設置事業者事前登録申込書

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 勢 山 廣 直 様

中国縦貫自動車道（福岡 I C～加西 I C）への太陽光発電設備設置のための占有者となることを希望するため事前登録を申し込みます。

場 所 兵庫県神崎郡福崎町大貫他

事業者名

（連合体による応募の場合
は代表者である法人の名称）

所在地

代表者氏名

印

※連合体による応募の場合、代表者以外の構成員

構成員名

所在地

代表者名

印

構成員名

所在地

代表者名

印

事業者連絡先	担当者・所属氏名： 電 話： E-mail：
--------	------------------------------

事前登録後、構成員の変更を行う場合は、理由を付して、変更する事案が発生した後速やかに修正後の本様式を提出すること。

中国縦貫自動車道（福崎 I C～加西 I C）への太陽光発電設備設置のための提案
募集に関する質問書

場 所 兵庫県神崎郡福崎町大貫他

事業者名 _____

担当者名 _____

連絡先 電話 : _____
FAX : _____
E-mail : _____

質問内容

- ※ 連合体を構成される場合、代表者である事業者が取りまとめのうえ、質問してください。
- ※ 質問内容は、簡潔かつ、具体的に記入して下さい。
- ※ 本事案に関連性の無い質問については、回答しないことをご了承ください。

太陽光発電設備設置提案のための提出書類様式

事業者の概要

単独又は代表構成事業者用

事業者名		
所在地	〒 電話番号 FAX	
最寄りの事業所	名 称	
	所在地	
業務内容		
連絡担当者	氏名 所属 電話 FAX	
添付書類	必要に応じ業務内容に関連する説明資料、会社パンフレット等	

道路法施行令に定める基準への適合性

事業者名 _____

占用物件の構造

占用物件の構造を具体的に記載して下さい。

別紙を追加する場合は下部に枝番を記入して下さい。
必要に応じ図面を添付して下さい。

道路法施行令に定める基準への適合性

事業者名 _____

占用工事の実施方法

占用工事の実施方法を具体的に記載して下さい。

別紙を追加する場合は下部に枝番を記入して下さい。
必要に応じ図面を添付して下さい。

道路法施行令に定める基準への適合性

事業者名 _____

占用工事の期間

占用工事の期間について行程表に記し具体的に記載して下さい。

別紙を追加する場合は下部に枝番を記入して下さい。

道路法施行令に定める基準への適合性

事業者名 _____

道路の復旧工事

占有許可を受けた期間が終了した後の原状回復方法について、具体的に記載して下さい。

別紙を追加する場合は下部に枝番を記入して下さい。

予定される占用許可条件の内容への適合性

事業者名 _____

安全性

高速道路走行者、周辺道路走行者、周辺住民などとの間で、太陽光の反射、騒音等による紛争が生じないよう講じる対策について記載して下さい。

また、架台基礎、架台と太陽光パネルの接合部の強度確保策（耐雪・耐風強度を含む）を具体的に記載して下さい。また、パワーコンディショナー等の設備の安全策も記載して下さい。

別紙を追加する場合は下部に枝番を記入して下さい。
構造計算書等を添付して下さい。

予定される占用許可条件の内容への適合性

事業者名 _____

緊急時対応

- ・ 第三者に影響を与えるような事態が発生した場合の緊急時の対応策について具体的に記載して下さい。
- ・ 緊急時の連絡体制を記載して下さい。

別紙を追加する場合は下部に枝番を記入して下さい。

予定される占用許可条件の内容への適合性

事業者名 _____

占用区域内の道路の清掃

・ 占用区域内における清掃・除草等の道路管理の方法及び時期を具体的に記載して下さい。

別紙を追加する場合は下部に枝番を記入して下さい。

予定される占有許可条件の内容への適合性

様式 11

事業者名 _____

太陽光発電設備の維持管理

- ・ 太陽光発電設備の維持管理の方法を具体的に記載して下さい。

別紙を追加する場合は下部に枝番を記入して下さい。

太陽光発電設備の発電量

事業者名 _____

設置予定の太陽光発電設備の発電量

・設置を予定する太陽光発電設備によって見込まれる発電量（kW）を記載してください。その際、内訳として、使用を予定する太陽光発電モジュールそれぞれの公称最大出力及び太陽光発電モジュールの個数を示すとともに、出力の根拠となる資料を添付してください。

別紙を追加する場合は下部に枝番を記入して下さい。

太陽光発電設備の管理・運営実績

事業者名 _____

管理・運営実績のある太陽光パネルの面積

- ・過去 5 年間に管理・運営を開始した太陽光発電設備のそれぞれについて、概要及び太陽光パネルの面積を記載して下さい。
- ・「管理・運営」とは、自らが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する電気事業者又は特定供給者として売電等をしていること、又は発電した電力を自らが使用していることをいい、太陽光発電設備の設置工事の実施はこれに含みません。

別紙を追加する場合は下部に枝番を記入して下さい。

道路維持管理への協力の内容

事業者名 _____

占有希望区域以外の道路の清掃等

西日本高速道路株式会社が管理を行う高速道路の道路区域のうち占有希望区域以外の場所における道路の除草、清掃、植樹の剪定又は同社が管理する道路施設への電力供給などの道路維持管理への協力を行う場合、実施する内容、場所、時期等について具体的に記載して下さい。

別紙を追加する場合は下部に枝番を記入して下さい。

行程表を添付して下さい。

占有区域以外の道路の維持管理への協力が行われる場合には占有料が減額されますが、本様式に記載した内容の協力が行われていないと認められる場合には、減額しない占有料が徴収されますので、ご留意ください。ただし、占有許可を受ける区域が、詳細図面に記した占有希望区域よりも減少する場合にあっては、機構と協議の上、本様式に記載した協力の内容を変更することができるものとします。

独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長 殿

国土交通省道路局路政課長

道路法施行令の一部改正について

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 294 号。以下「改正政令」という。）が、平成 24 年 12 月 12 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

改正政令においては、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）を改正し、太陽光発電設備及び風力発電設備（以下「発電設備」という。）並びに津波からの 一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「津波避難施設」という。）を占用許可対象物件として追加するなどしたところである。改正政令による道路法施行令の改正の概要は下記のとおりであるので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

本取扱いの実施状況を把握するため、発電設備

又は津波避難施設の占用許可を行った場合には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、本省道路局路政課へ報告願いたい。

本通知は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

記

1 発電設備の道路占用許可対象物件への追加等

(1) 改正の概要

発電設備については、当該施設を道路区域内に設置したいとの要望が寄せられていたほか、規制・制度改革に係る方針（平成 23 年 4 月閣議決定）において「太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る」こととされたことを踏まえ、占用許可対象物件とすることとした。

また、発電設備の占用の場所によっては、道路利用者の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、その占用の場所の基準を規定することとした。

占用料については、発電設備が大量一括処理が必要な設備であることから、定額物件とした。なお、占用料の算定に用いる占用面積は、発電設備の設置によって占用者が継続して使用することとなる道路の部分がある場合は、当該部分を含めた面積とする。

(2) 発電設備の定義

発電設備は、太陽光及び風力を電気に変換する設備であって、パネル部分、ブレード部分のほか、これらと一体となって発電設備としての機能を果たす接続箱等を含むものとする。

(3) 基本方針

発電設備の占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び別紙 1「発電設備の占有許可基準について」に従い、厳正に取り扱われたい。

2 津波避難施設の道路占有許可対象物件への追加等

(1) 改正の概要

津波避難施設については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における津波被害等を受け、道路区域内への設置を検討している地方公共団体があつたことを踏まえ、占有許可対象物件とすることとした。

また、津波避難施設の占有の場所によっては、道路利用者の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、その占有の場所の基準を規定することとした。

占有料については、津波避難施設が大量一括処理が必要な施設ではないことから定率物件とした。

(2) 津波避難施設の定義

津波避難施設とは、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であり、かつ、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づいて都道府県又は市町村防災会議が作成する都道府県又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する津波からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされる蓋然性が高いものとする。

(3) 基本方針

津波避難施設の占有の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び別紙 2「津波避難施設の占有許可基準について」に従い、厳正に取り扱われたい。

3 その他

道路占有許可対象物件の追加等に伴う条文の整理等を行った。

発電設備の占用許可基準について

1 趣旨

太陽光又は風力をはじめとした再生可能エネルギーについては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）において利用の促進が法目的とされているものであり、発電設備は再生可能エネルギーの導入拡大に資するものである。一方で、その占用の場所や構造によっては、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転者に影響を与えたり、法面を一定範囲にわたって被覆することにより道路管理者による法面の目視点検を妨げたりするなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあること等を踏まえ、発電設備の占用許可に当たっては、本紙に規定する基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。

2 占用の場所

発電設備の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。
発電設備は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けるとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。このため、発電設備の占用については、連結路附属地、待避所の空きスペース等への設置、アーケード、上空通路等の占用物件への添加等が想定される。
また、占用許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- (2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。
道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に発電設備を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。この場合、食事施設等と異なり、発電設備は道路通行者の利便の増進に資するものではないため、有効幅員や植栽機能を減少させてもなお設置しなければならない理由を精査し、交通の用に供される部分など道路空間として必要なスペースが安易に狭められることのないよう留意すること。
- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。
発電設備を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な距離を確保することとする。
- (4) 原則として交差点等の地上に設けないこと。
道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。
- (5) 橋脚、橋桁、高欄等の道路構造物又は道路照明、道路標識、遮音壁、道路情報提供装置等の道路附属物への添加は行わないこと。
道路構造物又は道路附属物は、そもそも発電設備の添加を想定して設計されておらず、添加により破損・減耗するおそれがあることから、これらに添加する形態の占用は原則として認めないこととする。
- (6) アーケード、上空通路等の占用物件に添加する場合には、既存の占用物件の構造及び設置目的を害さない場所であること。
アーケード、上空通路等の占用物件に発電設備を添加する場合には、当該占用物件の耐荷重の範囲内であるとともに、既存の占用物件の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設等の占有者が安全と認めた場所であること。
- (7) 発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所であること。
発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通への支障の少ない場

所に限って占用を認めることとする。特に、高速自動車国道や自動車専用道路については、これら道路の本線上への車両の駐停車が規制され、かつ、最低制限速度が定められていることを踏まえ、発電設備の設置場所に本線以外からアクセスできる場所に限って占用を認めることとする。

- (8) 周辺環境に支障を及ぼすおそれのない場所であること。

発電設備のうち、太陽光発電設備にあつては景観の悪化等のおそれがあり、風力発電設備にあつては騒音等の発生により周辺住民の生活や野鳥をはじめとした生態系への影響等が想定されるところ、発電設備の設置に当たっては、関係法令等の基準に照らし、周辺環境に支障がないことが占用希望者から疎明された場所に限って占用を認めることとする。

3 構造

発電設備の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれのないこと。
- (2) 発電設備には、広告物の添加及び広告のための塗装を一切行わないこと。
- (3) 発電設備の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。
- (4) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

道路区域に設けられる発電設備は、長期間にわたって占用されることが想定され、かつ、設置場所の特性として一定の振動に継続的にさらされることを踏まえ、例えば太陽光パネルと架台との接合部分の強度等に特段の注意を払い、強風等により倒壊し、道路構造又は道路通行者に危害を加えることのないことが確認された場合に限って占用を認めるものとする。また、架台を強化した結果、荷重により道路構造に支障を来すことのないよう留意すること。

- (5) 道路面を被覆することにより道路の構造又は維持管理に支障を来すものでないこと。

道路の法面をはじめとした点検が必要な場所に設ける場合にあっては、原則として、道路面が被覆されて点検を妨げるものがない構造の発電設備に限って占用を認めるものとする。やむを得ず道路面を被覆する場合にあっては、道路管理者による点検を補うために占用主体による点検を実施させること。また、道路面を被覆することにより法面の強化のために設ける植栽の発育に支障を来すおそれがある場合には、法面の強化措置を占用主体に採らせること。さらに、道路面を被覆した結果、雨水等が地下に浸透せずに通行面に流入する、あるいは積雪が通行面に滑落するおそれがある場合には、側溝、雨水枡等の整備又は除雪作業その他必要な措置を占用主体に行わせること。

4 占用主体

- (1) 発電設備の占用主体は、発電設備の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。また、発電設備の占用により、道路の点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。
 - (ア) 法面、舗装、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検
 - (イ) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
 - (ロ) 路面、排水施設等の清掃、除草、除雪等の維持管理
 - (エ) その他、当該道路の管理上必要と認められる事項
- (2) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。
- (3) 地方公共団体の名義貸しによる主体は占用主体になり得ないものとする。

5 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

- (1) 道路に関する工事に伴う発電設備の移転、改築、除却等の費用については占有者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は、発電設備の移転、除却等に速やかに対応するとともに、その費用について負担すること。
- (2) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占有区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- (4) 特段の事情のない限り占有許可の更新回数に限定を課すなどの措置により道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- (5) 必要に応じ、当該占有区域内の清掃、除草、除雪その他の管理を行うこと。
- (6) さらに、占有主体が行う点検等については、以下に掲げる事項を条件として附すものとする。
 - (ア) 占有者は、あらかじめ、点検要領を道路管理者に提出するとともに、点検等の結果について定期的に報告すること。
 - (イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
 - ① 点検等の範囲に関する事項
 - ② 点検等の対象に関する事項
 - ③ 点検等の内容に関する事項
 - (一) 点検項目
 - (二) 点検時期
 - (三) 点検方法
 - (四) 清掃、除草等の時期
 - (五) 清掃、除草等の方法
 - ④ 点検等の体制に関する事項
 - ⑤ 点検等の記録に関する事項
 - ⑥ 点検等の結果の報告に関する事項
 - ⑦ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
 - (ウ) 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及びその近傍における道路構造物等の点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。
 - (エ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

6 占用の期間

発電設備の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

7 その他

- (1) 発電設備を既設の占有物件に添加する場合には、道路法第41条の規定により取り扱うこと。
- (2) 発電設備と構造上一体となる占有物件の許可に当たっては、発電設備とそれ以外の占有物件を各々の許可として取り扱うこと。
- (3) 発電設備の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、原則として、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占有許可申請書に付されていること。
- (4) 道路と河川等、道路と効用を兼ねる場所への占有希望があった場合には、関係する管理者と十分な調整を図ること。

津波避難施設の占用許可基準について

1 趣旨

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災における津波被害等を受け、地形、土地利用状況等の制約から道路区域内への津波避難施設の設置を検討している地方公共団体等があったことを踏まえ、今般、津波避難施設について占用許可対象物件への追加をしたところである。

津波避難施設を道路区域内に設置するに当たって、その占用の場所や構造によっては、車両の運転者の視界を妨げるなど、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあることを踏まえ、津波避難施設の占用許可に当たっては、本紙に規定する基準により行い、道路管理の適正を期するものとする。

2 占用の場所

津波避難施設の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。
津波避難施設は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることとすると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。
また、占用許可に当たっては、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- (2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。
道路が交通の用に供するものである以上通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に津波避難施設を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。
- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。
津波避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。
- (4) 原則として交差点等の上空に設けないこと。
道路の視認性の確保、その他道路交通安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。
- (5) 津波からの避難に適した場所であること。
地域住民や道路通行者などが津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。

3 構造

津波避難施設の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- (2) 津波避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
- (3) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。
- (4) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- (5) 必要に応じて雨どい及び多雪地にあつては雪止めの設備を備えるものであること。

- (6) 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- (7) 津波避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。
- (8) 津波避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

4 占用主体

津波避難施設の占用主体については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波避難施設を適確に管理することができるものと認められる者であること。
- (2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。
特に津波避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。
- (3) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

5 占用の期間

津波避難施設の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、津波避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。

6 占用の許可の条件

一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

- (1) 道路に関する工事に伴う津波避難施設の移転、改築、除却等の費用については占用主体が負担すること。
- (2) 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- (3) 占用主体は定期的に点検等を行い、津波避難施設の適切な維持管理に努めること。
- (4) 道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。

7 その他

津波避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。

独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長 殿

国土交通省道路局路政課長

道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について

標記については、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定）において、「公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業」として具体的に推進すべき取組とされたほか、「日本再興戦略－Japan is BACK－」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、アクションプランを実行に移すこととされたところである。

このため、地域の観光産業やエネルギー関連ビジネスの強化に資する占用物件について道路占用料を減額するとともに、民間からの提案により実施される道路維持管理への協力により官民連携を図ることとした。

これらに伴う道路占用料の取扱については、下記のとおりとするので、遺憾のないようにされたい。

なお、本取扱の実施状況を把握するため、下記の取扱により占用許可を行った場合には、平成 29 年 3 月 31 日までの間、本省道路局路政課へ報告願いたい。

記

1 対象物件

- (1) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 7 条第 2 号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備
- (2) 都市再生特別措置法施行令（平成 14 年政令第 190 号）第 15 条に掲げる
 - ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - ③ 道路法施行令第 11 条第 9 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

2 占用料の額

1 に掲げる占用物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合にあっては、道路法施行令で定める額の 90%を減額する。

3 その他

2 の減額率を適用する場合においては、別に定める減額率は適用しない。

占用公募案件(太陽光発電設備)

検討会後(提案募集要領策定後)のスケジュール感

12月1日(月)

検討会開催(提案募集要領審議、策定)

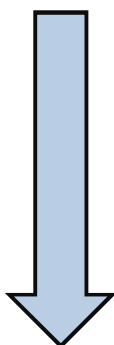
12月2日(火)

機構ホームページに公募情報掲載(公募開始)

※事前登録期間(12月2日(火)～12月9日(火))

【事前登録者が複数であった場合】

※応募書類提出期限(12月24日(水))



日程調整後

【事前登録者が1者であった場合】

事前登録締切後、その事前登録者との占用許可手続きに進む

★占用者の候補の決定のための検討会審議は必要ありません。

検討会開催(占用者の候補の決定)
<会合 or 持回り>

占用者の候補の決定後、その決定した者との占用許可手続きに進む